

# 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の実務上の取扱いについて

平成10年4月9日 健医疾発27号  
最終一部改正平成16年4月20日 健疾発第0420002号

## 1 対象者の決定について

- (1) 本事業の対象者の決定は、都道府県が定める申請書（別紙様式例1）による対象患者（実施要綱第3の対象患者）からの申請に基づいて都道府県知事が行うものであること。
- (2) 前(1)の申請書には、訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）を添付しなければならないものとする。こと。  
また、申請者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、更に、当該疾患に係る臨床調査個人票の添付が必要であること。
- (3) 前(1)及び(2)の書類は、当該在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関がとりまとめて提出するものとして差し支えないこと。
- (4) 都道府県知事は、(1)の申請について可否を決定したときは、その結果を申請者及び研究実施訪問看護ステーション等医療機関に通知しなければならないこと。
- (5) 本事業の対象者の決定の効力は、特定疾患医療受給者証の有効期限の取扱いに準じるものであること。

## 2 実施方法について

- (1) 都道府県知事は、あらかじめ所管する訪問看護ステーション等医療機関に対して本事業の実施への協力を依頼するとともに、本事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関と委託契約（別紙様式例2）を締結しておかなければならないこと。
- (2) 本事業による訪問看護の回数は、原則として対象患者一人に対して1週間につき5回を限度とするものであること。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を

超える訪問看護を行っても差し支えないこと。

- (3) 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書をあらかじめ都道府県知事に提出するものとする。

### 3 報告について

- (1) 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実績報告書（別紙様式例3）を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、前(1)の報告書（実施要綱第9に規定する研究報告書と見なす。）を毎月、厚生労働省が別途通知する難治性疾患克服研究班の班員あて送付しなければならないこと。

### 4 経費の請求等について

- (1) 本事業のために行った訪問看護指示料の請求は、都道府県知事に請求書（別紙様式例4）を提出して行うものとする。
- (2) 本事業のために行った訪問看護の費用の請求は、都道府県知事に請求書（別紙様式例5）を提出して行うものとする。
- (3) 上記により請求を受けた都道府県知事は、できるだけ速やかにその費用を支払わなければならないこと。